

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都中央区銀座8-9-13
株式会社エルアイイーエイチ
代表取締役 山口 和也

当社は、2026年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ウィッツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行いました。つきましては、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり本吸収合併に関する事項の事後開示をいたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年3月31日

2. 吸収合併消滅会社における法的手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続について（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2026年（令和8年）2月24日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2026 年（令和 8 年）2 月 24 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 3 月 31 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 4 月 14 日（予定）

7. その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

2026年2月16日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都中央区銀座8-9-13
株式会社エルアイイーエイチ
代表取締役 山口 和也

当社は、2026年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ウィッツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社と吸収合併消滅会社は完全親子会社関係にあることから、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1)最終事業年度における吸収合併消滅会社の計算書類等の内容

別紙2の通りです。

(2)最終事業年度の末日後の臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の 2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 4,282,047 千円、負債の額は 1,320,806 千円で、資産の額が負債の額を上回っています。また、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておりません。さらに、本件合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、認識されていません。以上より、当社は、本件合併の効力発生日以降における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

合 併 契 約 書

株式会社エルアイイーエイチ

株式会社ウィッツ

株式会社オリオンキャピタル・インベストメント

合併契約書

株式会社エルアイイーエイチ(以下「甲」という。)株式会社ウィッツ(以下「乙」という。)及び株式会社オリオンキャピタル・インベストメント(以下「丙」という。)とは、3社の合併に関して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)する。

(合併)

第1条 甲、乙及び丙は合併して(以下、「本合併」という。)、甲は乙及び丙の権利義務の全てを承継して存続し、乙及び丙は解散するものとする。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：株式会社エルアイイーエイチ

本店：東京都中央区銀座八丁目9番13号

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ウィッツ

本店：東京都江東区南砂二丁目36番11号
プライムタワー東陽町

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社オリオンキャピタル・インベストメント

本店：東京都江東区南砂二丁目36番11号
プライムタワー東陽町

(合併に際して発行する株式およびその割当)

第2条 甲は、乙並びに丙の発行済全株式を保有しているので、本合併に際し、乙並びに丙の株主に対して、金銭等の交付、新株式の発行その他の対価の交付を行わない。乙並びに丙は、本契約締結日において、新株予約権を発行していないことを、甲に対して表明する。

(資本金及び準備金の額)

第3条 甲は、本合併に伴い、その資本金の額、資本準備金及び利益準備金の額の増加はないものとする。

(効力発生日)

第4条 本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年3月31日とする。ただし、本合併に係る手続進行上、その他の事由により必要な場合には、甲乙丙協議の上、これを変更することができる。

(財産の引継ぎ)

第5条 乙は、その作成による令和7年3月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、また丙は、その作成による令和7年3月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継する。

(従業員)

第6条 甲は、効力発生日現在の乙及び丙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

2 本合併に際して甲に承継された乙及び丙の従業員が将来甲を退職する場合の退職金は、当該従業員の乙及び丙における勤続年数を甲における勤続年数と通算して算出するものとし、その他の事項については甲乙丙協議の上決定する。

(善管注意義務)

第7条 甲、乙及び丙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為は、あらかじめ甲乙丙協議し合意の上、これを行うものとする。

(解散費用)

第8条 乙及び丙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更、本契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙及び丙の財産または経営状態に重大な変動が生じたとき、もしくは、隠れた重大な瑕疵が発見されたときには、甲乙丙協議し合意の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、甲、乙及び丙の適法な機関による承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

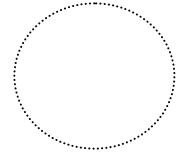
(規定外条項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項は、甲乙丙協議の上、これを決定する。

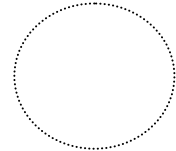
上記契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲が保有し、乙及び丙は原本の写しを保有するものとする。

令和8年2月18日

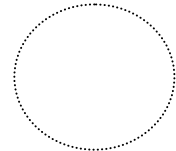
(甲) 東京都中央区銀座八丁目9番13号
株式会社エルアイイーエイチ
代表取締役 山口和也



(乙) 東京都江東区南砂二丁目36番11号
プライムタワー東陽町
株式会社ウィッツ
代表取締役 山口和也



(丙) 東京都江東区南砂二丁目36番11号
プライムタワー東陽町
株式会社オリオンキャピタル・インベストメント
代表取締役 山口和也



貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 22,764,296】	【流動負債】	【 1,578,135】
立替金	32,334	前受金	20,371
仮払金	11,246	仮受金	1,377,764
親会社未収入金	22,720,716	未払法人税等	180,000
【固定資産】	【 1】	【固定負債】	【 202,513,141】
(投資その他の資産)	(1)	関係会社長期借入金	202,513,141
長期未収入金	16,267,039		
貸倒引当金(投)	△16,267,038	負債の部合計	204,091,276
		純資産の部	
		【株主資本】	【 △181,326,979】
		(資本金)	(40,000,000)
		資本金	40,000,000
		(利益剰余金)	(△221,326,979)
		繰越利益剰余金	△221,326,979
		純資産の部合計	△181,326,979
資産の部合計	22,764,297	負債及び純資産の部合計	22,764,297

損 益 計 算 書

科 目	金 額
	円
【販売費及び一般管理費】	184,400
営 業 損 失	(184,400)
経 常 損 失	(184,400)
税引前当期純損失	(184,400)
法人税・住民税及び事業税	△22,720,716
当 期 純 利 益	(22,536,316)

販売費及び一般管理費

科 目	金 額	
		円
支 払 手 数 料	4,000	
租 税 公 課	180,400	
販売費及び一般管理費		(184,400)

株主資本等変動計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日 単位 円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,000,000	△243,863,295	△243,863,295	△203,863,295	△203,863,295
当期変動額					
当期純損益金		22,536,316	22,536,316	22,536,316	22,536,316
当期変動額合計		22,536,316	22,536,316	22,536,316	22,536,316
当期末残高	40,000,000	△221,326,979	△221,326,979	△181,326,979	△181,326,979